

個別避難 計画作成 ガイドブック

- 災害時の「犠牲者ゼロ」を目指して -



日田市

令和5年4月発行

はじめに

過去の災害で、高齢者や障がい者など、多くの要配慮者が犠牲になったことなどをうけ、平成25（2013）年、令和3（2021）年に災害対策基本法が改正され、要配慮者のうち特に支援が必要な避難行動要支援者については、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

日田市では、これまで「災害時要援護者登録制度」の取組を行ってまいりましたが、法改正をうけて、今後は、避難行動要支援者名簿の活用と、個別避難計画の取組に移行し、災害から身を守るため地域での避難支援の体制づくりを進めていくこととしています。

個別避難計画の作成は、自治会ごとに行うこととし、令和7（2025）年度末までに順次取組を進めていきます。また、身体状況などから優先的に作成が必要な方については、自治会の作成年度に関わらず、個別に作成を行います。

いつ起こるかわからない災害に備えて、個別避難計画の作成方法と、その活用方法についてまとめた本冊子を活用し、地域での避難支援の体制づくりのための参考になれば幸いです。

目次

1章	避難行動要支援者と個別避難計画	P1-2
2章	個別避難計画の作成	P3-4
3章	みんなで取り組む個別避難計画	P5-8
4章	事前に確認！防災情報	P9-12

本冊子の用語説明

避難行動支援者	高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、特に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが難しく、円滑かつ迅速に避難できるための支援が必要な方
避難行動要支援者名簿	個別避難計画を作成するための基礎となる名簿
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに、避難先や避難支援者など、災害時の避難に必要な情報を記したもの
福祉専門職	避難行動要支援者を担当するケアマネジャー（介護支援専門員）、相談支援専門員、地域包括支援センター職員など
避難支援者	避難行動要支援者が避難する際に、サポートを行う方
地域調整会議	避難行動要支援者の情報共有や支援者及び避難先などについて、自治会や民生委員、福祉専門職などが集まり話し合う場
ハザードマップ	災害が発生した時に、危険と思われる箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたもの
災害リスク	災害によって人や建物などが損失を被る危険性
タイムライン	災害時の行動を時系列に整理した防災行動計画

日田市が定める避難行動要支援者とは？

以下に該当し、生活の基盤が自宅にあり、自ら避難することが困難な方を「避難行動要支援者」と定めています。

- (1) 身体障害者手帳1級・2級（肢体不自由、聴覚、視覚障害）
- (2) 療育手帳A判定
- (3) 精神保健福祉手帳1級
- (4) 「同行援護」「行動援護」の支給を受けている方
- (5) 難病患者のうち避難支援が必要な方
- (6) 要介護認定3以上
- (7) 認知症日常生活自立度Ⅱα以上
- (8) その他避難支援が必要な方

要配慮者

高齢者、障がい者、女性、子ども、外国人など、特に配慮が必要な方



個別避難計画の対象となる方

避難行動要支援者

自宅で生活していて、災害時などに自分で避難することが難しい方



日田市の個別避難計画作成の取組

避難行動要支援者を対象に、個別避難計画の作成を進めていきます。

計画の様式には、タイムラインを採用し、避難行動要支援者や避難支援者の氏名や住所などの情報のほか、「いつ」「どのように」避難するかを確認し、記入していきます。

個別避難計画を記入するためのステップと確認事項

個別避難計画を作成する際は、以下のステップごとに関係者と内容を確認し、記載しましょう。



2 章

個別避難計画の作成

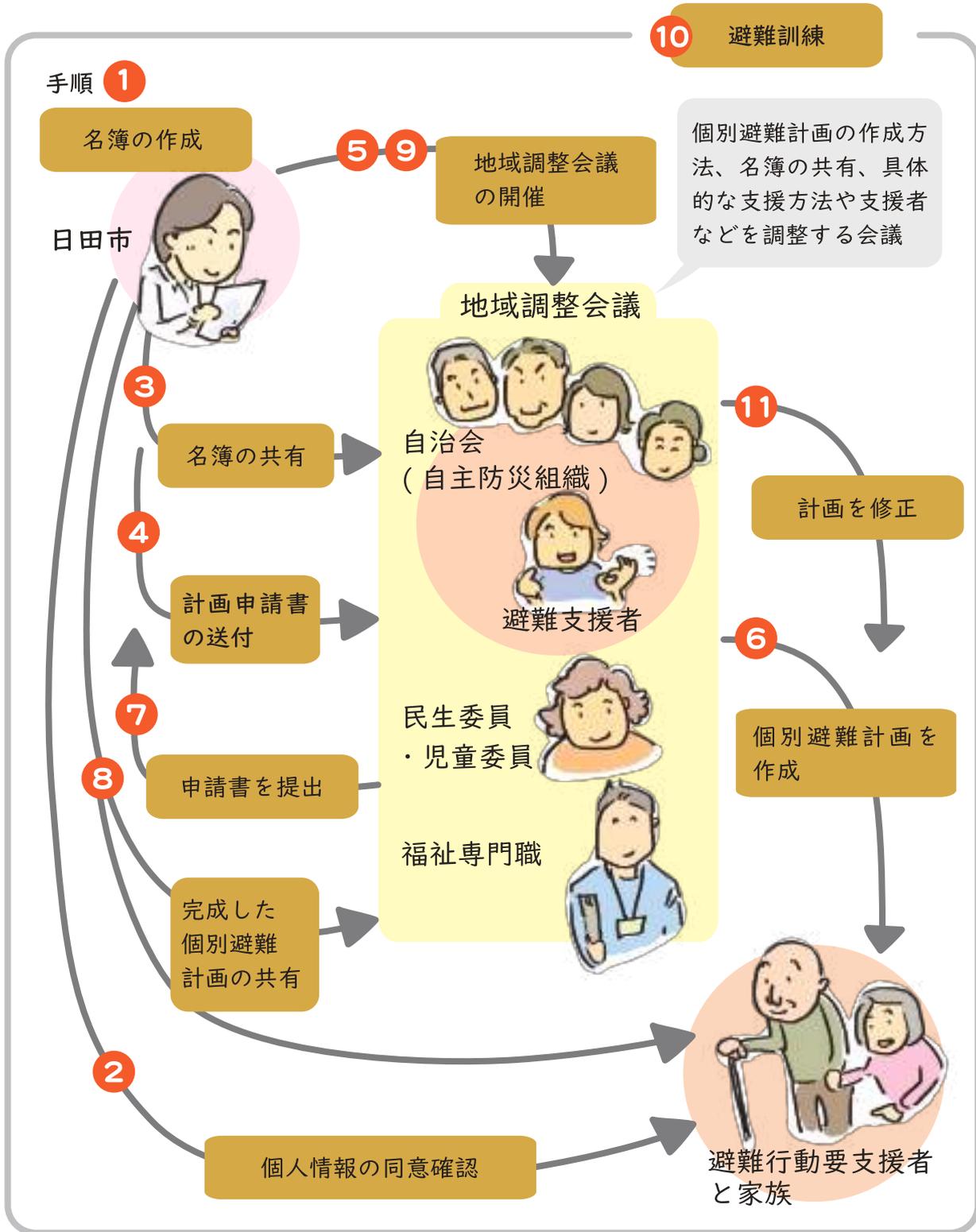
個別避難計画の作成方法

市では、次の方法で個別避難計画を作成していくこととしています。

手順	誰が	誰に（誰と）	何するか
手順 1	日田市		避難行動要支援者名簿の作成
手順 2	日田市	本人	個人情報の提供に関する同意を得る (自治会等へ避難行動要支援者名簿の個人情報を共有)
手順 3	日田市	地域	避難行動要支援者名簿の共有
手順 4	日田市	地域	個別避難計画の様式の送付（送付先は市が選定）
手順 5	日田市	地域 本人 福祉職	地域調整会議の開催
手順 6	地域 福祉職	本人	個別避難計画の様式の記入 個人情報の提供に関する同意を得る (自治会等へ個別避難計画で作成した個人情報を共有)
手順 7	地域 福祉職	日田市	個別避難計画の様式の提出
手順 8	日田市	地域	市が受理した個別避難計画を共有
手順 9	日田市	地域 本人 福祉職	地域調整会議の開催
手順 10	地域	地域 本人 支援者	避難訓練の実施
手順 11	地域 福祉職	本人	訓練後、必要に応じて個別避難計画を修正

日田市 日田市
 本人 避難行動要支援者と家族
 福祉職 福祉専門職
 支援者 避難支援者

地域 自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員



個別避難計画の作成事例

個別避難計画は、対象者や家族だけで作成できるものではありません。本人や家族をとりまく様々な関係者と一緒に考えながら作成することが大切です。作成の際に課題となることや改善のポイントを3つの事例で紹介します。



80代女性
要介護3
認知症あり

自宅の災害リスク	浸水区域 (0.5m~3m)	自宅	2階建て
避難支援者	①子(別居) ②地域住民	世帯	4人暮らし
避難のタイミング	警戒レベル3	避難先	垂直避難

課題

日中の支援者がいない

同居の家族はいるものの、仕事で日中は不在。家族不在のとき垂直避難を支援してくれる地域支援者が見つからなかった。

対応

地域の実情に沿った支援者探し

福祉専門職が自治会へ相談。近所の方に協力を依頼し、支援方法を決定した。

地域と連携しよう

福祉専門職は避難行動要支援者の身体の状態や福祉サービス等に関してはプロフェッショナルですが、地域の災害時の支援体制については把握が難しい場合があります。

地域の実情に詳しい自治会や民生委員・児童委員の方と連携することで、地域の実情に沿った避難支援の体制を作りましょう。



40代女性
身体障がい者

自宅の災害リスク	なし	自宅	平屋
避難支援者	親戚	世帯	一人暮らし
避難のタイミング	警戒レベル3	避難先	自宅

課題

災害リスクもなく支援者もない

市街地から離れた山間地での独居生活で、支援者が見つからない。自宅に災害リスクはないが、生活道路は災害リスクありになっている。避難すべきなのかわからない。

対応

避難所に行くことだけが「避難」ではない

自宅に災害リスクがないことを市防災・危機管理課に確認し、避難をせずに自宅で過ごす計画に決め、数日間の備蓄食糧等を準備することに。自治会には、災害時は自宅避難すると伝えた。

避難先が自宅もあり得る

自宅、避難先及び経路の災害リスクを確認した際、自宅にすることが安全な場合もあります。避難せずに自宅で過ごせるための備蓄を整えるなどの計画も大事な考え方です。



30代男性
知的障がい者

自宅の災害リスク	なし	自宅	平屋
避難支援者	親戚	世帯	二人暮らし
避難のタイミング	警戒レベル3	避難先	自宅

課題

避難をしたくてもできない

避難先までは自分たちで行くことができるが、次のことがうまくできないため、これまで避難できていなかった。

- ①災害に関する情報を収集する能力
- ②いつ避難するべきかを判断する能力

対応

みんなで考ええる支援を

障がいの特性によって、どのようなことができないか、地域ではどのようなことならできるのかを本人・家族含めて関係者と一緒に話しあい

- ①事前の注意喚起（電話）
 - ②避難のタイミングを伝える（電話）
- をすることで避難行動がとれることが分かった。

できる 範囲の 支援でいい

同居の家族がいる場合でも、家族の状況次第では、お手伝いが必要な場合があります。本人や家族、地域の実情を整理し、できる範囲の支援を考えましょう。状況によっては複数人で支援を手分けする方法も考えられます。

災害時の「犠牲者ゼロ」を目指して

個別避難計画は、作成すれば終わりではありません。計画作成を通して避難行動要支援者の命を守るため、関係者の皆さんと一緒に災害について正しく理解し、避難のために事前の準備をすすめ、定期的に避難訓練などを実施する必要があります。また、それぞれの地域では、避難行動要支援者だけでなく地域住民全体の命も守られるよう災害時の「犠牲者ゼロ」を目指して、平時から災害時の支援体制について考えましょう。

吹上町自治会の事例から

令和4年度、市は吹上町をモデル地区として、個別避難計画の作成に取り組みました。計画作成後は、吹上町自治会（自主防災組織）が中心となって、避難訓練を実施しました。

吹上町自治会について

人 口	376 世帯（865 名）
自主防災会組織員	83 名
自主防災会結成年	平成 17 年（2005 年）
防災士	7 名
吹上町の特徴	筑後川水系の支流で一級河川の花月川に隣接した自治会
直近の災害	平成 24（2012）年 7 月九州北部豪雨 平成 29（2017）年 7 月九州北部豪雨
特 徴	筑後川水系の支流で一級河川の花月川に隣接している。 平成 24 年 7 月九州北部豪雨をきっかけに自主防災会の体制を抜本的に見直した。
避難行動要支援者	10 名

実施スケジュール

2022 年	9 月	第 1 回目地域調整会議の開催
	10 月	福祉専門職を中心に避難行動要支援者の個別避難計画を作成
	11 月	第 2 回目地域調整会議の開催 ・ 個別避難計画を自治会（自主防災組織）等と共有 ・ 避難支援者との連携を確認
	12 月	避難訓練の実施
2023 年	2 月	振り返りの会の開催

避難訓練の内容

ねらい 避難行動要支援者が個別避難計画通りに避難行動がとれるか

災害想定 線状降水帯等による豪雨災害

日時 令和4年12月11日(日)

避難情報と それぞれの 時間別行動	9:00	9:15	10:00	10:45	
	警戒レベル1発令	警戒レベル2発令	警戒レベル3発令		
	警戒レベル発令時に防災ラジオで周知				
自主防災会	役員へ集合準備の連絡	役員集合・避難受け入れ準備開始	避難者受け入れ・安否確認		
要配慮者班	公民館集合・避難の呼びかけ・避難状況確認				
Aさん 支援者:家族	各自、避難の準備	福祉施設に避難できるか確認	支援者がAさんの家に向かい2階へ避難	避難後、要配慮者班が班長に報告	
Bさん 支援者:家族			警戒レベル3になったら避難開始		支援者と車で公民館へ避難
Cさん 支援者:家族			支援者と車で福祉施設へ避難		
Dさん 支援者:近所の人			支援者と同一敷地内隣の2階へ避難		
Eさん 支援者:家族			支援者とホテルへ避難		
Fさん 支援者:母			支援者と車で避難所へ避難		
				避難解除	

振り返りの会での意見



避難行動要支援者と家族

- ・地域の方と繋がりができたことで、町内でもよく声を掛けてもらえるようになった。
- ・関係者の皆さんが何度も丁寧に足を運んでくれて計画を作成することができた。安心して暮らすことができる地域だと感じた。



自治会（自主防災組織）

- ・これまでは、災害時、地域の要配慮者全員に自主防災組織から声を掛けていたが、個別避難計画ができたことで、家族や避難支援者から自主防災組織に連絡が来るような仕組みができた。支援体制を再度見直し、地域、要配慮者双方が負担の少ない支援体制の仕組みを作っていきたい。



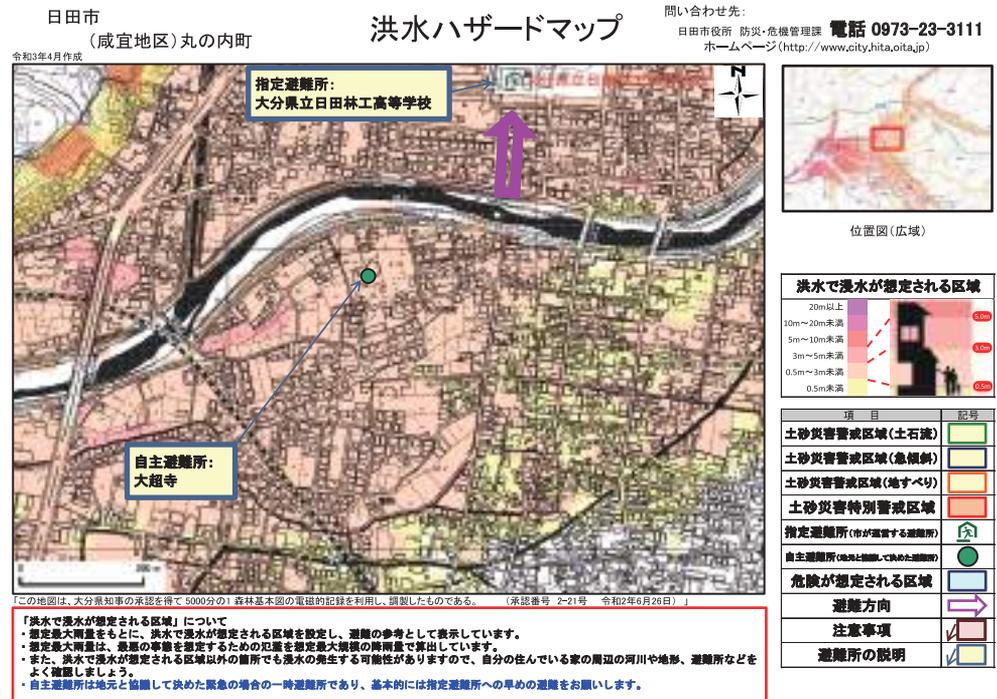
福祉専門職

- ・地域調整会議では、避難支援者と関係性の構築ができた。事前に情報共有できたことで前向きに（安心して）計画作成に取り組むことができた。情報のすり合わせや今後の関係づくりのため「地域調整会議」は必ず必要。
- ・避難訓練は計画を実行に移すために必ず必要なステップ。訓練まで行い初めて計画が完成すると感じた。

CHECK 1

自宅・周辺の災害リスクを確認しましょう

ハザードマップから、自宅、避難先、避難経路の災害リスクを確認しましょう。凡例によって、想定される浸水区域と深さ、土砂災害の発生が懸念される場所などを把握することができます。



CHECK 2

複数の避難先を考えましょう

避難先を検討する際に、以下の場所などが考えられます。避難行動要支援者が避難しやすい環境となっている、または介護保険のサービス利用などで日頃からつながりがあり、避難しやすい場所などを考慮して選定してください。災害時は想定外のことが起こりうるため、複数の避難先を考えておくと安心です。

- 指定避難所** 小・中学校の体育館や公民館など市が指定する避難所
- 自主避難所** 自治会などが自主的に開設する避難所
- 福祉避難所** 一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して特別の配慮がなされた避難所
- ホテル** ビジネスホテルや旅館など
- 自宅避難** 自宅の2階など
- 親戚宅** 親戚や友人宅など

CHECK
3

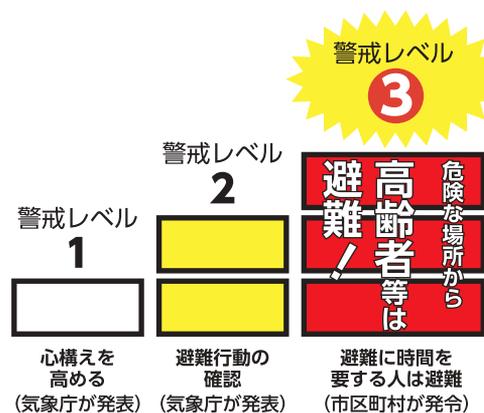
安全な避難経路を確認しましょう

自宅から避難先まで移動する際に、災害リスクを確認しましょう。避難経路に浸水区域や土砂災害の危険性がある場合などは、迂回路を考える必要があります。災害リスクがある避難経路を通らざるを得ない場合は、想定よりも早めの避難を検討するなどの対応が必要です。

CHECK
4

避難するタイミングを考えましょう（警戒レベル）

個別避難計画を作成する際、「避難のタイミング（いつ）」を想定しておくことが大事です。警戒レベルは5段階ありますが、「警戒レベル5」は既に災害が発生又は切迫している状態です。避難行動要支援者は、原則として「警戒レベル3」で避難を開始し、「警戒レベル4」までには避難を完了するようにしましょう。避難の際には、指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点での最善の安全確保行動をとることが重要です。



出典：内閣府「避難情報のポイント」より一部抜粋

CHECK

5

お役立ち防災情報

日田市災害ハザードマップ

日田市 ハザードマップ

検索

日田市

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域とその水深及び土砂災害の危険箇所を示し、市指定避難場所などを表示しています。自宅の災害リスクを調べる際は、必ずハザードマップを確認しましょう



日田市公式 LINE

日田市 LINE

検索

日田市

平常時から、位置情報をもとに近くの避難所を調べることができます。また、避難情報などの発令を迅速に受け取ることができます。



防災ラジオ

日田市 防災ラジオ

検索

日田市 貸与には、市への申請が必要

戸別受信機「防災ラジオ」を市内の全世帯に、無償で貸与しています。屋外の防災行政無線と同様の放送や、市からのお知らせなどが「防災ラジオ」から放送されます。

※防災ラジオの貸与は市への申請が必要となります。



ひた防災メール

日田市 防災メール

検索

日田市 メールアドレスの登録必要

携帯電話やパソコンで防災行政無線の放送内容や気象警報、地震情報、市からの避難情報など防災（緊急）情報入手できる「ひた防災メール」を配信しています。

※事前にメールアドレスの登録が必要です。



防災行政無線電話応答システム

日田市

災害時の情報伝達手段のひとつとして、防災行政無線の放送内容を電話で確認できる「防災行政無線電話応答システム」を運用しています。

防災行政無線の放送が聞き取りにくい時や聞き逃した時などに、下記の番号に電話をかけることで、放送内容を新しい順に確認することができます。

防災無線確認ダイヤル  0973-25-5040

火災専用確認ダイヤル  0973-23-4100

おおいた防災アプリ

大分県 防災アプリ

検索

大分県 アプリのダウンロードが必要

平時の事前の備えとして、また、災害発生時の情報収集ツールとして役立つ機能が満載です。

- 避難情報や気象警報などをお知らせ
- 現在地周辺の避難所などを自動検索して、避難所までの経路を表示
- 道路規制情報や、ライブカメラによる道路、河川のライブ映像（実況映像）が視聴可能

Android



iPhone



川の防災情報

国土交通省 川の防災情報

検索

国土交通省

大雨などの際に、雨や川の水位の状況などを、インターネットを通じてリアルタイムに配信し、避難判断などに必要な情報を入手できるウェブサイトです。





このガイドブックに
関するお問い合わせ

避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関すること

日田市福祉保健部 長寿福祉課 電話：0973-22-8299 FAX：0973-22-8258
日田市福祉保健部 社会福祉課 電話：0973-22-8290 FAX：0973-22-8258

ハザードマップや避難訓練など防災に関すること

日田市総務部 防災・危機管理課 電話：0973-22-8363 FAX：0973-24-0429